

障害者基本法第11条第2項に基づき策定義務があり、本県における障がい者施策に関する基本的な計画として策定計画期間を令和3年度～令和8年度の6年間としており、令和5年度に中間見直しを行うこととしている。

1 前回の素案審議からの修正一覧

別添一覧のとおり

2 パブリック・コメントについて

計画の中間見直しを行う過程で、広く県民から意見を求めるパブリック・コメントを実施しました。

(1) 募集期間

令和5年12月21日から令和6年1月20日まで(31日間)

(2) 意見の件数(意見提出者数)

2件(2人)

(3) 意見の取扱い

「参考」: 今後の取組みの参考とするもの

2件

3 今後のスケジュール

2月6日 ・第3回熊本県障害者施策推進審議会開催(最終審議)

2月26日 ・県議会(厚生常任委員会)最終報告

・計画策定

参考 これまでの審議経過及び予定

< 令和5年 >

- 4月～
 - ・ 中間見直し基本方針（案）検討
 - ・ 数値目標等の進捗状況取りまとめ

- 9月5日 **第1回熊本県障害者施策推進審議会開催**
 - ・ 中間見直し基本方針決定

- 9月6日～
 - ・ 中間見直し素案検討

- 11月28日 **第2回熊本県障害者施策推進審議会開催**
 - ・ 中間見直し素案審議

- 12月13日
 - ・ 県議会（厚生常任委員会）中間報告

- 12月21日
 - ・ パブリックコメント（1月20日まで）

< 令和6年 >

- 2月6日 **第3回熊本県障害者施策推進審議会開催**
 - ・ 最終審議

- 2月26日
 - ・ 県議会（厚生常任委員会）最終報告
 - ・ 計画策定

第6期熊本県障がい者計画 第2回熊本県障害者施策推進審議会以降の変更点

ページ	新	旧	備考
P3	2 計画の位置づけ この計画は、障害者基本法第11条第2項(1)に基づき、国の「障害者基本計画」を基本として、本県における障がい者の状況等を踏まえて策定するものです。 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、本県の障がい者施策に関する基本的な計画として位置付けています。 <u>県の取組みの基本方針である「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」や、熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の理念に基づいた「熊本県やさしいまちづくり推進指針」等の福祉分野をはじめ、本県における医療提供体制の整備の方向性等を示した「保健医療計画」等の保健・医療分野、教育、労働、土木・建築分野等の関連計画等と連携を図りながら、施策を推進していきます。</u>	2 計画の位置づけ この計画は、障害者基本法第11条第2項(1)に基づき、国の「障害者基本計画」を基本として、本県における障がい者の状況等を踏まえて策定するものです。 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものであり、本県の障がい者施策に関する基本的な計画として位置付けています。	委員意見に対応した修正
P19	7 医療的ケア児 ：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、かくたん吸引その他の医療行為をいう。)を受けることが不可欠である児童。	医療的ケア児 ：人工呼吸器や胃ろうの使用など日常的に医療的ケアが必要な障がい児	福祉計画の修正に合わせて修正
P33	医療的ケア児(者)及び重症心身障がい児(者)の家族への支援の充実 在宅の医療的ケア児(者)及び重症心身障がい児(者)に対して、居宅介護、短期入所、日中一時支援、児童発達支援等を提供することで、家族へのレスパイトを促進できるよう、障がい児(者)が身近な地域に必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。 また、特に医療的ケアを必要とする重度の障がい児(者)を受入れることができる医療型の短期入所事業所等の設置促進のための支援を行います。 <u>併せて、障がいのある兄弟姉妹の介護・支援を担うきょうだい児についても、健やかな育ちや学業に影響することなく、こども自身の権利が守られるよう、適切な相談支援機関へと繋がります。</u>	医療的ケア児(者)及び重症心身障がい児(者)の家族への支援の充実 在宅の医療的ケア児(者)及び重症心身障がい児(者)に対して、居宅介護、短期入所、日中一時支援、児童発達支援等を提供することで、家族へのレスパイトを促進できるよう、障がい児(者)が身近な地域に必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。 また、特に医療的ケアを必要とする重度の障がい児(者)を受入れることができる医療型の短期入所事業所等の設置促進のための支援を行います。	委員意見に対応した修正
P34	【聴覚障がい】 難聴児への支援の充実 聴覚障がい児を含む難聴児が、適切な支援を円滑に受けられるよう、児童発達支援センターや特別支援学校(聴覚障がい)等関係機関の連携により、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の充実を図ります。	難聴児への支援の充実 聴覚障がい児を含む難聴児が、適切な支援を円滑に受けられるよう、児童発達支援センターや特別支援学校(聴覚障がい)等関係機関の連携により、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の充実を図ります。	
P35	【難病・小児慢性特定疾病】 保健所及び難病相談・支援センター等による支援 各保健所において、難病患者やその家族の療養上の不安を解消するとともに、適切な在宅療養生活ができるよう、訪問相談、医療相談等による個別支援を実施するほか、「難病対策地域協議会」により、医療・行政等関係者の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた支援体制の整備を図ります。 また、熊本市と共同で運用する難病相談・支援センターにおいて、難病患者やその家族の悩み、不安等を解消し、療養生活の質の維持向上を図るため、日常生活上の相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行うとともに、地域交流活動、就労支援、講演会や研修会等を実施します。 <u>小児慢性特定疾病児童(9)に対しては、県における地域の支援体制を確立するための協議会を設置し、支援の在り方について協議していきます。</u> <u>9 小児慢性特定疾病児童</u> ：小児の慢性疾患で、長期にわたって生命を脅かしたり、症状や治療が生活の質を低下させたりする疾患のうち、国が定めた疾病の程度を有する児童。医療費の自己負担分の一部が助成される。	【難病】 保健所及び難病相談・支援センター等による支援 各保健所において、難病患者やその家族の療養上の不安を解消するとともに、適切な在宅療養生活ができるよう、訪問相談、医療相談等による個別支援を実施するほか、「難病対策地域協議会」により、医療・行政等関係者の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた支援体制の整備を図ります。 また、熊本市と共同で運用する難病相談・支援センターにおいて、難病患者やその家族の悩み、不安等を解消し、療養生活の質の維持向上を図るため、日常生活上の相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行うとともに、地域交流活動、就労支援、講演会や研修会等を実施します。	委員意見に対応した修正
P41	一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実 また、児童生徒の可能性を最大限に発揮できるよう、必要に応じて通級での指導が受けられるようにするとともに、教育的ニーズに応じた最適な学びの場を選択できるようすることや、教員の専門性向上のための研修を実施します。	一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実 また、児童生徒の可能性を最大限に発揮できるよう、ニーズに応じた最適な学びの場を選択できるようすることや、教員の専門性向上のための研修を実施します。	
P42	医療的ケアを必要とする重度・重複障がいのある児童生徒への支援 日常的・継続的に医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する <u>県立学校</u> に、看護師を配置します。・・・	医療的ケアを必要とする重度・重複障がいのある児童生徒への支援 日常的・継続的に医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する <u>特別支援学校</u> に、看護師を配置します。・・・	
P43	教員の専門性向上 また、小中高等学校の特別支援教育の推進のため、特別支援学校から特別支援教育コーディネーターを、 <u>医療機関から理学療法士等を各学校に派遣し、教育指導に関する巡回相談を実施します。</u> ・・・	教員の専門性向上 また、小中高等学校の特別支援教育の推進のため、特別支援学校から特別支援教育コーディネーターや理学療法士等を各学校に派遣し、教育指導に関する巡回相談を実施します。 ・・・	
P48	福祉と農業の連携による就労支援 障がい者支援課と熊本県農業協同組合中央会にそれぞれ配置した...	福祉と農業の連携による就労支援 障がい者支援課と熊本県農業協同組合中央会にそれぞれ配置した...	
P51	意思疎通支援の推進 ○ 県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例に基づき、現状把握に努めながら、手話が言語であることの普及を図るとともに、コミュニケーションボードや筆談など障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用促進を図る取組みを推進します。	意思疎通支援の推進 ○ 県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例に基づき、手話が言語であることの普及を図るとともに、障害の特性に応じた多様な意思疎通手段の利用促進を図る取組みを推進します。	委員意見に対応した修正
P64、65	数値目標 【新規追加】 No.3 基幹相談支援センターの設置市町村数 No.4 地域生活支援拠点コーディネーターの配置人数 【福祉計画に併せて記載】 No.1、2、8、9、10、17、18、19	-	一部委員意見に対応した修正

第6期熊本県障がい者計画中間見直し(案)に関する意見募集の結果及び県の考え方について

番号	ページ	項目	御意見・御提案の概要	県の考え方	取扱い
1	26	第2章 障がい者を取り巻く現状 4 第5期計画の成果と課題	重度知的障害を伴う自閉症、強度行動障がいを持つ子どもに対する支援策の充実をお願いしたい。	今後、地域において支援ニーズを把握しながら、関係機関等と連携して支援体制の整備を進めていくこととしており、御意見を参考に、新たな報酬制度を踏まえるなど、国の施策と歩調を合わせながら取り組んで参ります。	参考
2	59	第3章分野別施策 7 生活環境 (2)道路・都市公園 歩道等の整備	駐車スペースから歩道にはみ出して駐車する行為や歩道が駐車スペースがわりに利用されたりする状況も広く常態化している。このような行為は、違法駐車であるが、歩道や誘導ブロックを障害しており、バリアフリーの観点からも問題。このことが広く理解されるよう、県民や店舗等の事業者に啓発を進める必要がある。	違法駐車車両の指導取締りのほか、県民に他する交通ルールの周知や啓発に取り組んでいます。また、障がいに対する理解を深めるための啓発活動を進めて参ります。	参考

県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、より透明性の高い県政及び県民の県政への積極的な参画を推進し、県民とのパートナーシップを築くことを目的として、県の政策の企画立案過程において、広く県民に意見を求め、その意見を考慮して県の意思決定を行うための県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）（以下「本手続」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

（実施機関）

第2 本手続を実施する機関は、知事、教育委員会、公安委員会、警察本部長、病院事業管理者、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会（以下これらを「実施機関」という。）とする。

（対象）

第3 本手続の対象は、県民を対象とした実施機関の政策に関する意思決定に係る案であって、次の各号に該当するもの（以下「素案」という。）とする。ただし、意見聴取の手続が法令等により定められているもの、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号、以下「情報公開条例」という。）第7条各号に該当する不開示情報については、この限りでない。

- （1）県の政策に関する基本構想、基本方針、基本計画等の策定又は変更の案
- （2）県の政策に関する基本方針を定め、又は県民に義務を課し、権利を制限することを内容とする条例及び規則（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するもの若しくは議員が提案する条例を除く。）の制定又は改正の案
- （3）審査基準、処分基準及び行政指導指針の制定又は改正の案
- （4）公共の用に供される大規模施設に係る基本計画等の策定又は変更の案
- （5）その他実施機関の長が特に必要と認めるもの

（素案等の公表）

第4 実施機関は、素案に関する最終的な意思決定（以下「決定」という。）を行う前に、その素案を公表し、県民の意見を求めなければならない。ただし、実施機関が特に緊急性を要すると認めるもの、軽微な変更等であると認めるもの及び行政手続法第39条第4項（平成5年法律第88号）の例によるものについては、この限りでない。

2 前項の公表にあたっては、次に掲げる事項を記載した素案の概要（以下「概要」という。）を付するように努めなければならない。

- （1）素案を策定した趣旨、目的及び背景
- （2）素案の要約

(3) その他素案に関連する資料

(公表方法)

第5 第4の公表は、素案及び概要(以下「素案等」という。)を実施機関の事務所、各地域振興局及び情報プラザのほか県関係機関等において閲覧に供するとともに、県庁ホームページに掲載して行うこととする。ただし、県庁ホームページの掲載において、素案等が多量に及ぶ場合には、概要の公表にかえることができるものとする。

2 前項に定めるもののほか、実施機関が必要と認めるときは、広く県民への周知を図るため、次に掲げる方法のうち適切なものを選択して行うものとする。

(1) 県公報への登載

(2) 県の発行する広報紙又は広報誌への掲載

(3) 県の発行するパンフレット等の印刷物又は有償刊行物への掲載

(4) 県が企画提供するテレビ又はラジオによる放送

(5) その他実施機関が適当と認める方法

(意見提出の期間及び方法)

第6 実施機関は、県民が意見を提出するために十分な期間であるか等を総合的に勘案し、30日以上を目安とする提出期間及びその提出方法を定め、素案等を公表する際に明示するものとする。

2 意見提出期間について、やむをえない理由がある場合には、前項の規定にかかわらず、30日を下回る提出期間を定めることができる。この場合、素案等を公表する際その理由を明らかにしなければならない。

3 意見の提出は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他実施機関が定める方法によるものとする。

(意見の処理及び意見等の公表)

第7 実施機関は、提出された意見を考慮して素案に関する決定を行うものとし、提出された意見及びこれらに対する県の考え方(情報公開条例第7条各号に該当する情報を除く。)を公表しなければならない。なお、意見の提出者への個別の回答は行わず、また提出された意見が多い場合は、類似の意見及びこれに対する県の考え方をまとめて公表することができる。

2 前項の規定による公表については、第5の規定を準用する。

3 実施機関が特に緊急性を要すると認めるもの、軽微な変更等であると認めるもの及び行政手続法第39条第4項の例によるものとして意見公募手続を実施しないで素案に関する決定を行った場合には、これらの決定と同時期に、次に掲げる事項を県庁ホームページに掲載して公表しなければならない。

(1) 命令等の題名及び趣旨

(2) 意見公募手続を実施しなかった旨及びその理由

(手続の特例)

第 8 素案に関して審議、意見聴取を行う審議会等が、この要綱の規定に準じた手続を経て報告書や答申書等を策定した場合であって、実施機関がこれに基づき決定を行う場合には、改めて本手続を経る必要はない。

(一覧の作成)

第 9 知事は、県民の利便に資するため、本手続を行っている対象の一覧を作成し、各地域振興局及び情報プラザのほか県関係機関等において閲覧に供するとともに、県庁ホームページに掲載するものとする。

(その他)

第 10 この要綱に定めるもののほか、本手続の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、施行日以降の実施機関（公安委員会及び警察本部長を除く。）の意思決定に適用する。なお、施行日において、審議会等を設置するなど、既に具体的な策定作業を行っているものについては、この要綱は適用しない。

3 公安委員会及び警察本部長の意思決定については、情報公開条例の附則第 1 項ただし書に規定する規則で定める日から適用する。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 実施機関がこの要綱の施行の日から 60 日以内に定める計画等については、改正後の規定は適用しない。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。